

第2章 健康で幸せに暮らせるとうほくまち

2-1 保健・医療



現状と課題

わが国では、すべての人々が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、令和6年度から、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」）を進めています。

本町では、これまで、健康づくりの総合的な指針として、健康増進計画や食育推進計画、自殺対策計画等を策定し、保健福祉センターを拠点として、各種の保健事業に取り組み、着実にその成果を上げてきました。

しかし、近年、糖尿病の有病者や予備群者の割合が増加傾向にあるほか、飲酒率や喫煙率が国・県に比べて高く、食生活をはじめとする日頃の生活習慣の改善が大きな課題となっています。また、安心して出産・育児ができる環境づくりや心の病の増加を踏まえた自殺予防の取組等も求められています。

このような中、本町では令和6年度に、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、健康増進計画「第3次あっぱれ東北21」・自殺対策計画「第2次東北町いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、すべての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現、だれも自殺に追い込まれることのない東北町の実現に向け、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな保健サービスを提供していく必要があります。

医療機関については、町内に病院が1箇所、診療所が4箇所、歯科診療所が5箇所あるほか、七戸町に中部上北広域事業組合による公立七戸病院があります。

今後、高齢化のさらなる進行とともに医療ニーズもますます高度化・専門化していくことが見込まれるほか、人々の移住・定住を促進するためには、安心して医療を受けられる環境が重要な条件となることから、町内の医療機関との連携や広域的連携を強化し、医師不足への対応をはじめ、地域医療体制の維持・充実を進めていく必要があります。

主要施策

2-1-1 保健事業推進体制の充実

- ① 実情に即した保健事業を総合的・計画的に進めるため、健康増進計画や自殺対策計画等の指針の評価・見直しを行います。
- ② 地域における健康づくりの担い手である保健協力員や食生活改善推進員の確保及び活動支援、健康づくり推進協議会及び献血推進協議会の組織体制の充実に努めます。

2-1-2 健康管理意識の高揚

町民の健康管理意識やヘルスリテラシー^{※22}を高めるため、健康に関心が低い人を含む幅広い世代を対象に、健康に関する広報・啓発活動や情報提供の推進、教室・講座・イベント開催の充実を図ります。

2-1-3 健康増進計画「第3次あっぱれ東北21」に基づく健康づくりの推進

健康増進計画「第3次あっぱれ東北21」に基づき、「栄養・食生活」、「運動」、「歯・口腔」、「喫煙」、「飲酒」、「休養」、「がん」、「循環器疾患」、「糖尿病」、「COPD^{※23}」、「骨粗鬆症」の各分野の健康目標の達成に向け、町民の自主的な取組を促進するとともに、これを支える社会環境の整備を進めます。

2-1-4 自殺対策計画「第2次東北町いのち支える自殺対策計画」に基づく自殺予防の推進

自殺対策計画「第2次東北町いのち支える自殺対策計画」に基づき、こころの健康に関する正しい知識の普及やゲートキーパー^{※24}の育成、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進をはじめとする自殺予防の取組を推進します。

2-1-5 地域医療体制の維持・充実

- ①身近な医療体制の維持・充実に向け、町内の医療機関との協力体制の充実に努めます。
- ②公立七戸病院について、広域的連携のもと、医師の確保対策を進めながら、医療提供体制の確保に努めます。

《 成果指標 》

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
特定健康診査受診率	%	(R5)男 42.6 (R5)女 48.1	男 60.0 女 60.0
特定保健指導実施率	%	(R5)男 27.6 (R5)女 32.7	男 60.0 女 60.0
自殺死亡率	—	(R4) 25.0	16.2

※22 健康情報や医療情報を適切に利用し、活用する力。

※23 慢性閉塞性肺疾患。

※24 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

2-2 高齢者支援



現状と課題

わが国では、世界一のスピードで高齢化が進む中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム^{※25}の充実に向けた取組を進めています。

本町では、これまで、高齢者支援に関する総合的な指針として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、生きがいきづくりや生活支援の充実、介護保険事業の適正運営をはじめとする各種の高齢者支援施策を推進してきました。

しかし、今後、本町の高齢化はさらに加速することが予想されており、介護・支援を必要とする高齢者をはじめ、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるとともに、人生100年時代を迎え、生きがいきづくりや社会参加に関するニーズの増大も予想され、高齢者支援全般のさらなる充実が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、令和5年度に策定した高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、また見直しを行いながら、すべての高齢者が健康で生きがいを持って暮らすとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けた具体的な取組を着実に推進していく必要があります。

主要施策

2-2-1 高齢者支援推進体制の充実

- ①実情に即した高齢者支援を総合的・計画的に進めるため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しを行います。
- ②保健・福祉の活動拠点である保健福祉センターや老人福祉センターの施設機能の充実を図ります。

2-2-2 高齢者の生きがいきづくり・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って社会参加することができるよう、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習活動、世代間交流活動等の機会の提供、中部上北シルバー人材センターの運営支援等を行います。

※25 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスを包括的に提供する仕組み。

※26 健康な状態と要介護状態の中間の段階。

2-2-3 高齢者の介護予防の推進

- ①高齢者の健康づくり・介護予防に向け、各種保健事業の実施はもとより、フレイル^{*26}等の多様な課題に対応した、保健事業と介護予防等が一体となった取組を進めます。
- ②高齢者が要介護状態にならないよう、町民主体のサービス提供体制を充実させながら、各種介護予防事業を推進します。

2-2-4 高齢者の生活支援の推進

- ①生活支援コーディネーターを活用し、地域住民やボランティア、地域組織等が地域で支え合い、高齢者を支えていく体制の強化を進めます。
- ②介護保険対象外の日常生活上の支援を必要とする高齢者に対し、外出支援サービスや軽度生活援助事業^{*27}をはじめとする福祉サービスの提供を推進します。

2-2-5 包括的な支援体制の強化

- ①包括的な支援体制の一層の強化に向け、高齢者を地域全体で支える中核機関である地域包括支援センターの機能強化、在宅医療と介護の連携に向けた取組等を行います。
- ②認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい知識の普及・啓発をはじめ、認知症サポーター^{*28}の養成・活用や認知症カフェ^{*29}の開設など、認知症施策を推進します。

2-2-6 介護保険サービスの充実

- ①サービス事業者との連携を一層強化し、要支援・要介護認定者を対象とした、各種の居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービス等の適正かつ円滑な提供を促進します。
- ②介護保険制度の安定的な運営、サービス量の確保と質の向上に向け、介護人材の確保や介護給付の適正化に向けた取組を進めます。

《 成果指標 》

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
認知症サポーター数(延べ)	人	1,714	2,000
認知症カフェ開催回数	回	24	28
町民主体の介護予防事業を実施している町内会数	町内会	8	10

※27 在宅の一人暮らし高齢者等に対し、外出の付き添いや食材の買い物、家屋内の整理・整頓など軽易な援助を行う事業。

※28 認知症の人や家族を見守る支援者。

※29 認知症の人や家族、地域町民などが集まるカフェ。

2-3 障がい者支援



現状と課題

障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いの人権と個性を尊重し、支え合いながらともに暮らすことができるよう、ソーシャルインクルージョン^{※30}の理念に基づく社会づくりが求められています。

本町では、これまで、障がい者支援に関する総合的な指針として、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、障がい者への理解促進をはじめ、障がい福祉サービスの充実や障がい者の就労・社会参加の促進をはじめとする各種の障がい者（児）支援施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化が進むとともに、介護者の高齢化も進み、将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくないほか、就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援全般のさらなる充実が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、令和2年度に策定した障害者基本計画と令和5年度に策定した第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に基づき、また見直しを行いながら、障がいの有無にかかわらず、町民一人ひとりが支え合いながら健康で幸せに暮らし続けることができるよう、障がい者の自立支援と総合的な生活支援を基本とした具体的な取組を着実に推進していく必要があります。

主要施策

2-3-1 障がい者支援推進体制の充実

- ① 実情に即した障がい者（児）支援を総合的・計画的に進めるため、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行います。
- ② 地域自立支援協議会や上十三地域医療的ケア児支援体制検討会議の活用等により、関係機関・団体、事業者等との情報共有、連携・協力体制の強化に努めます。
- ③ 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや障がい者の地域生活を支援するための地域生活支援拠点等^{※31}の広域的な設置を検討していきます。

※30 すべての人を地域で包み込み、お互いに助け合う社会を目指す考え方。

※31 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた生活支援・居住支援のための拠点機能を持つ場所や体制のこと。

2-3-2 障がい者への理解促進

障がい者に対する町民の正しい理解の促進、障がいを理由とする差別の解消に向け、広報・啓発活動や福祉教育の推進、交流・ふれあいの機会の提供、障がい福祉関連のボランティア活動の促進等に努めます。

2-3-3 障がい福祉サービスの充実

- ①障がい者やその家族が気軽に安心して相談することができるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- ②障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進します。
- ③障がい児が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進します。
- ④県との連携のもと、手話通訳者・要約筆記者の派遣や日常生活用具の給付、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業を実施します。
- ⑤障がい者の経済的負担の軽減に向け、各種の医療費助成制度や割引制度、年金・手当等の周知と活用を促進します。

2-3-4 障がい者の就労・社会参加の促進

障がい者の就労・社会参加の促進に向け、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク^{※32}、就労移行支援事業所等と連携し、障がい者個々の能力や希望に応じた就労の支援を行うとともに、「あおもり国スポ・障スポ」との連動等により、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習活動等の機会の提供に努めます。

《 成果指標 》

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
自立支援給付件数	件	319	325
地域生活支援件数	件	215	225

※32 公共職業安定所。

2-4

地域福祉



現状と課題

近年、家族形態の変化等に伴い、家庭の介護力や地域で支え合う機能の低下が指摘されているほか、「8050 問題^{※33}」や「ダブルケア^{※34}」など、行政サービスだけでは対応が難しい複雑化・複合化した生活課題が出てきています。このような状況に対応するためには、公的な取組だけではなく、地域における多様な主体が“自分事”として参画し、地域全体で支え合う「地域共生社会^{※35}」をつくっていくことが必要です。

本町では、これまで、地域福祉に関する総合的な指針として、地域福祉計画を策定し、地域ぐるみの福祉活動の促進に努めてきました。

このような中、本町では、社会福祉協議会が福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくり等を行い、地域福祉推進の中核的な役割を担っているほか、民生委員・児童委員や福祉ボランティア団体、関連事業所等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化のさらなる進行等に伴い、生活課題はますます増大し、かつ複雑化・多様化することが予想され、特に、一人暮らしの高齢者・障がい者等の見守りや外出・買い物等の身近な生活支援の重要性が一層高まることを見込まれます。

今後は、このような状況を踏まえ、令和5年度に策定した第4期地域福祉計画に基づき、また見直しを行いながら、「地域共生社会」の実現に向けた具体的な取組を進めていくことが必要です。

主要施策

2-4-1 地域福祉推進体制の充実

- ①実情に即した地域福祉施策を総合的・計画的に進めるため、地域福祉計画の見直しを行います。
- ②「地域共生社会」の実現に向け、地域全体で支え合い・助け合いの意識を高める取組を推進し、地域と連携・協働する体制の充実に努めます。

2-4-2 包括的な相談支援体制の整備

分野別では対応しきれない複雑化・複合化する困りごとや悩みごとにも的確に対応できるよう、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

※33 80代の親が、ひきこもりなどの50代の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題。

※34 子育てと介護等を同時に担わなければならない状態のこと。

※35 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域町民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

2-4-3 地域福祉を担う多様な担い手の育成

地域福祉を担う多様な担い手の育成に向け、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の活動支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する広報・啓発活動や情報提供、福祉教育を推進します。

2-4-4 分野を越えた横断的・総合的な取組の推進

ほのぼの交流協力員や関係事業所等による訪問・見守り体制の強化をはじめ、外出・買い物支援、交流の場・居場所づくり、生活困窮への対応、ひきこもり・孤立・孤独への対応、権利擁護の推進、虐待の防止など、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の各分野に共通する課題等について、横断的・総合的な取組を推進します。

2-4-5 バリアフリー化等の推進

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民が安全に安心して暮らせるよう、公共施設等の状況を点検し、整備が可能な箇所から、バリアフリー化^{*36}、ユニバーサルデザイン化^{*37}を進めます。

《 成果指標 》

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
福祉安心電話設置台数(累計)	台	52	57

*36 道路の段差の解消をはじめ、障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。

*37 すべての人が使いやすいよう、施設や建物、空間等をデザインすること。

2-5

国民健康保険・国民年金



現状と課題

国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行う医療保険の柱として、人々の健康の維持・増進に大きな役割を果たしています。

本町では、人口減少の進行に伴い加入者数が減少傾向にある一方で、医療技術の高度化や高齢化の進行等に伴い、医療費は年々増加傾向にあり、その運営は非常に厳しい状況にあります。

このため、制度の安定的な運営に向け、医療費の抑制や国民健康保険税の収納確保に向けた取組を行うとともに、令和12年度予定の国民健康保険税水準の県内統一化への対応を進めていく必要があります。

また、後期高齢者医療制度は、75歳以上の人及び65歳以上で一定の障がいのある人の病気やけがに対して保険給付を行うものであり、国民健康保険制度とともに重要な役割を果たしています。

今後とも、制度の適正な運営に向け、健康づくりの促進や制度の周知徹底に向けた取組を進めていく必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠な制度です。

しかし、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況も見受けられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

主要施策

2-5-1 国民健康保険制度の安定運営

- ①医療費の抑制に向け、特定健康診査や特定保健指導をはじめとする各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進はもとより、医療費通知やレセプト^{※38}点検などの適正受診対策、ジェネリック医薬品^{※39}の利用促進等に努めます。
- ②国民健康保険税の収納確保に向け、滞納者に対する納付相談・指導を行います。
- ③国民健康保険税水準の県内完全統一に向け、県と連携しながら、必要な取組を段階的に進めていきます。

※38 診療報酬明細書。

※39 新薬の特許期間終了後に発売される、新薬と同等の効き目で比較的安価な医薬品。

2-5-2 後期高齢者医療制度の適正運営

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施をはじめ、各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進に努めるとともに、広報・啓発活動を推進し、後期高齢者医療制度の周知徹底に努めます。

2-5-3 国民年金制度の周知徹底

広報紙やパンフレットの活用、年金相談の充実等を通じ、国民年金制度の一層の周知徹底に努めます。

《 成果指標 》

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
国民健康保険税収納率(現年度)	%	94.9	96.1